

2021年4月30日
損害保険ジャパン株式会社

「知的財産権賠償責任保険」の販売開始

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、企業が知的財産権侵害のリスクへ備えるための商品として、「知的財産権賠償責任保険」（以下「知財賠償責任保険」）を2021年4月から新たに販売しました。

1. 背景・目的

近年、テクノロジーの進化やAIの導入、DX推進などに伴い、無形資産に対する注目度が高まっています。新型コロナウイルスの世界的な流行を背景とした企業のデジタル化の進展は、無形資産への関心をさらに高め、市場では無形資産の価値が重視されるようになっていきます。

知的財産権は企業にとって代表的な無形資産の一つですが、2020年に施行された改正特許法等により、ライセンス実施料相当額等を損害額の判断の要素として考慮できることが法律上明文化されたため、知的財産権侵害が認められた場合の損害賠償額が高額化することが懸念されています。

企業がそのような環境変化に対応し、知的財産権にかかわる全てのリスクを回避するため、自社で万全の対策を講じることは非常に困難となりつつあります。このような背景をふまえ、企業が万が一、第三者の知的財産権を侵害した際に生じる法律上の賠償責任や争訟費用を補償する「知財賠償責任保険」の販売を、2021年4月から開始しました。

2. 知財賠償責任保険の概要

損保ジャパンは従前より、第三者の知的財産権を侵害した際に生じる争訟費用（防御費用）を補償する商品を販売していました。今回は、第三者の知的財産権を侵害した場合に生じる法律上の賠償責任について、お客さまが負担する賠償金を補償します。また、第三者の知的財産権侵害に起因する自社の喪失利益の補償は業界初です。

(1) 対象となる知的財産権

特許権、商標権、意匠権、実用新案権

(2) お支払い対象となる保険金の例

損害賠償金：第三者の知的財産権侵害に起因して、被保険者が被る法律上の賠償責任額

争訟費用：上記に起因して生じる弁護士相談費用などの防御費用

(3) 保険の適用地域

全世界

(4) オプション補償

契約上の賠償金：知的財産権に関するライセンス契約等で約定された事項に起因する賠償責任

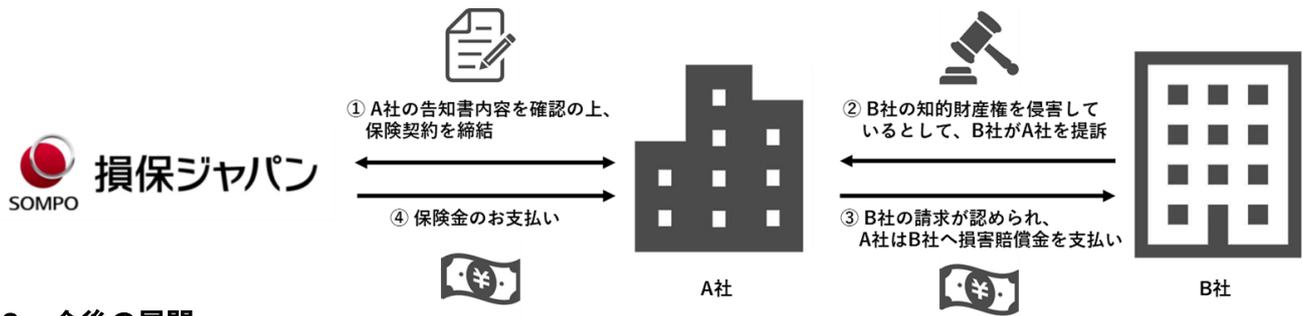
不正競争防止法違反による賠償金：不正競争防止法違反に起因して、被保険者が負う法律上の賠償責任

喪失利益：製品やサービスの使用差し止め等を命じられた際に被る喪失利益

回収費用：製品を市場から回収するために要する費用

※被保険者の故意に起因する事故は保険金のお支払い対象外です。

■ 保険のご契約から保険金のお支払いまでの流れ



3. 今後の展開

日本国内だけではなく、米国での知的財産権侵害訴訟における賠償金は高額化しており、中国での特許権侵害訴訟の件数も増加していることから、世界的に知財賠償責任保険のニーズは高まっています。知財賠償責任保険は適用地域を全世界とすることで、グローバル企業の知財リスクの軽減を支援していきます。損保ジャパンは、今後もお客さまのニーズに合わせたより良い商品やサービスの開発を行い、新たなチャレンジをするお客さまを支えることで、社会の健全な発展に貢献していきます。

以上